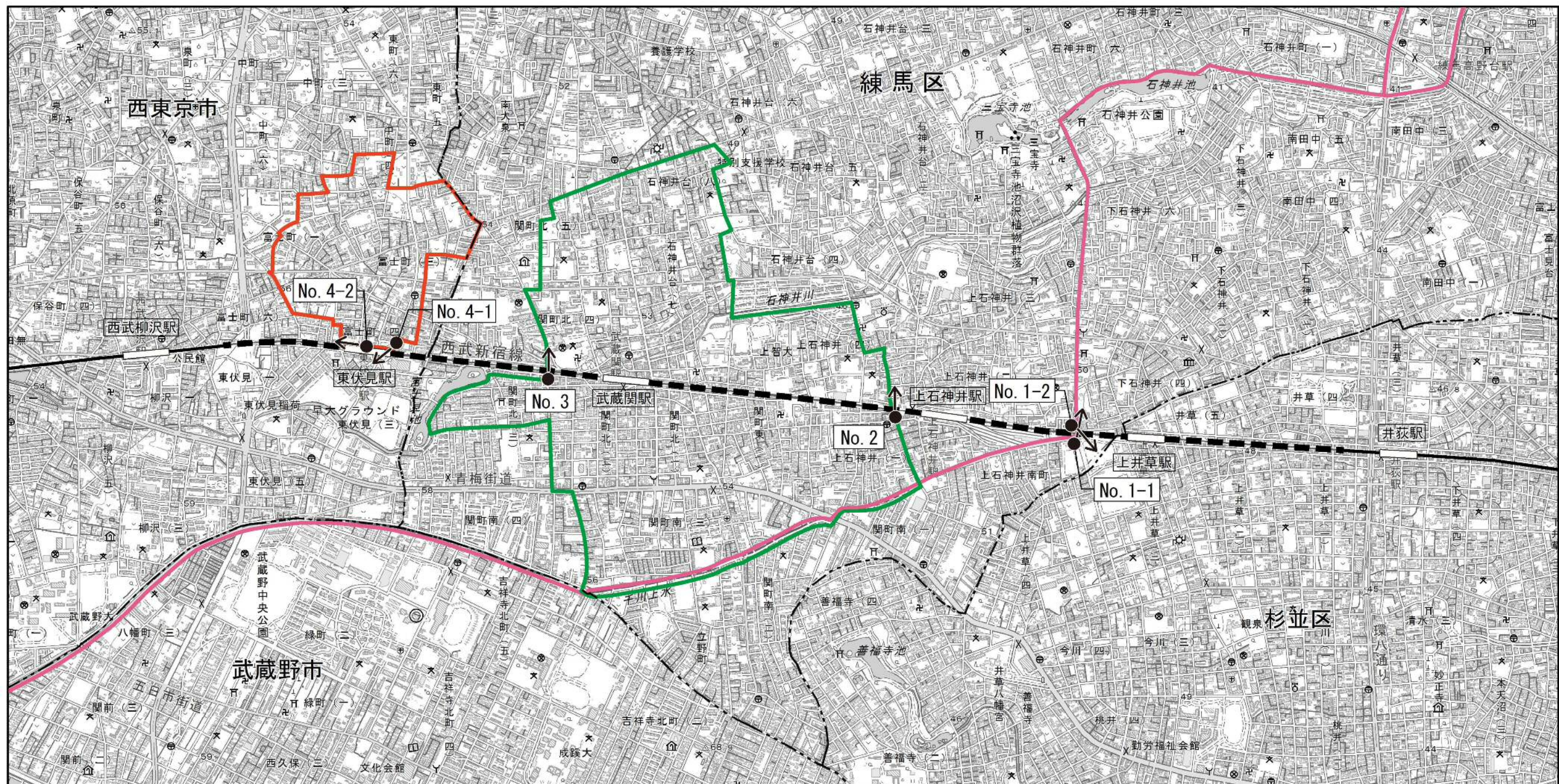
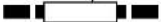
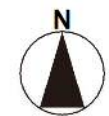




凡例

-  駅
-  事業区間
-  現在線
-  区市界
-  自然との触れ合い活動の場調査地点 (No. 1~No. 4)
-  ねりまの散歩道
-  武蔵野の路
-  みどりの散策マップ



1 : 20,000



図 8.7.1-1 散歩道と事業区間との交差部位置図

8.7.2 予 測

(1) 予測事項

予測事項は、事業による自然との触れ合い活動の場への影響の程度とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、工事の施行中とした。

(3) 予測地域

予測地域は、「武蔵野の路（千川・石神井コース）」、「ねりまの散歩道（武蔵関公園コース）」及び「みどりの散策マップ（屋敷林と畑のコース）」と事業区間が掛かる範囲とした。

(4) 予測手法

事業計画を基に、自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況と対象事業の計画とを重ね合わせる方法により予測した。

(5) 予測結果

予測の結果、事業区間周辺には、公園等が点在するが、直接的な改変はないことから、公園等への影響は小さいと考えられる。

なお、「武蔵野の路（千川・石神井コース）」及び「ねりまの散歩道（武蔵関公園コース）」と想定される主な工事用車両の走行ルートとの一部が重なることから、工事用車両の出入りが想定される事業地付近では、工事の施行に伴い、自然との触れ合い活動の場への影響が考えられる。

また、東伏見駅の北側に仮線を設ける計画としており、「みどりの散策マップ（屋敷林と畑のコース）」の一部が改変されることから、工事の施行に伴い、自然との触れ合い活動の場への影響が考えられる。

そのため、工事用車両の出入口付近に交通誘導員を配置することや、東伏見駅の北側における迂回路の設置等の措置を講じることで、歩行者や自転車の移動障害を防ぎ、通行空間を確保するほか、工事用車両の走行ルートと重なる散歩道では、工事用車両の制限速度を守り、安全運転を徹底することとする。以上のことから、自然との触れ合い活動の場の利用に著しい影響は生じないと予測される。

8.7.3 環境保全のための措置

(1) 予測に反映した措置

- ・工事用車両の出入口付近に交通誘導員を配置する等の措置を講じることで、歩行者や自転車の移動障害を防ぐ。
- ・東伏見駅の北側に迂回路を設置することで、通行空間を確保する。
- ・工事用車両の運行に当たっては、制限速度を守り、安全運転を徹底する。

8.7.4 評 価

評価の指標は、「自然との触れ合い活動の場に著しい影響を及ぼさないこと」とした。

事業区間周辺には、公園等が点在するが、直接的な改変はないことから、公園等への影響は小さいと考えられる。

なお、「武蔵野の路（千川・石神井コース）」及び「ねりまの散歩道（武蔵関公園コース）」と想定される主な工事用車両の走行ルートとの一部が重なることから、工事用車両の出入りが想定される事業地付近では、工事の施行に伴い、自然との触れ合い活動の場への影響が考えられる。

また、東伏見駅の北側に仮線を設ける計画としており、「みどりの散策マップ（屋敷林と畑のコース）」の一部が改変されることから、工事の施行に伴い、自然との触れ合い活動の場への影響が考えられる。

そのため、工事用車両の出入口付近に交通誘導員を配置することや、東伏見駅の北側における迂回路の設置等の措置を講じることで、歩行者や自転車の移動阻害を防ぎ、通行空間を確保するほか、工事用車両の走行ルートと重なる散歩道では、工事用車両の制限速度を守り、安全運転を徹底することとする。

さらに、鉄道の構造形式は高架構造であり、工事の完了後は踏切が除去され散歩道及び散策路の機能は向上すると考えられる。

これらのことから、自然との触れ合い活動の場の利用に著しい影響は生じないと予測され、評価の指標である「自然との触れ合い活動の場に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。

8.8 廃棄物

8.8.1 現況調査

(1) 調査事項

工事の施行中に生じる建設発生土及び建設廃棄物が周辺環境に及ぼす影響を予測・評価するため、以下の事項について調査した。

- ①撤去構造物及び伐採樹木等の状況
- ②建設発生土及び建設汚泥の状況
- ③特別管理廃棄物の状況
- ④廃棄物の処理の状況
- ⑤法令による基準等

(2) 調査地域

調査地域は、事業計画地及びその周辺地域とした。

(3) 調査結果

ア 撤去構造物及び伐採樹木等の状況

本事業により撤去される既存構造物としては、上井草駅、上石神井駅、武蔵関駅及び東伏見駅の駅舎、レール、マクラギ等の鉄道関連施設がある。駅舎については、コンクリート塊、鉄骨、木材等が発生する。なお、事業区域内に、森林、樹木地、緑地等の樹木の伐採はない。

イ 建設発生土及び建設汚泥の状況

事業区間は、表層及び関東ローム層の下層に砂礫層が分布している。また、起点付近や武蔵関駅付近に有機質シルト及び腐植土の沖積層が分布している。

事業の実施による掘削対象となる地質は、主に表層、関東ローム層及び沖積層となる。

ウ 特別管理廃棄物の状況

駅施設建築図面等を基に行った調査の結果、特別管理廃棄物（廃石綿、廃 PCB 等）は確認されなかった。

エ 廃棄物の処理の状況

「東京都建設リサイクル推進計画」（平成 28 年 4 月 東京都）で定められた東京都関連工事の再資源化及び縮減率の実績値及び目標値は、表 8.8.1-1 に示すとおりである。

なお、東京都における建設発生土は、東京都建設発生土再利用センター、株式会社建設資源広域利用センター等の受入施設を経由して有効利用が図られている。

表 8.8.1-1 東京都関連工事の再資源化・縮減率と目標値

対象品目		平成 24 年度 実績値	目標値		
			平成 30 年度	平成 32 年度	
建設廃棄物		98%	99%	99%	
アスファルト・ コンクリート塊	再資源化率	99%	99%以上	99%以上	
		99%	99%以上	99%以上	
	建設発生木材	再資源化・縮減率	95%	99%以上	99%以上
	建設泥土	87%	97%	98%	
	建設混合廃棄物	排出率	—	1.0%未満	1.0%未満
		再資源化・縮減率	—	82%	83%
建設発生土		有効利用率	—	99%以上	99%以上

※ 建設発生木材は、実績値・目標値ともに焼却施設での縮減を含む。

出典：「東京都建設リサイクル推進計画」（平成 28 年 4 月 東京都）

オ 法令による基準等

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）及び「東京都廃棄物条例」（平成 4 年東京都条例第 140 号）においては、事業者の責務として廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関する施策に協力しなければならないとしている。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃石綿等や廃 PCB 等、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物を「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」と定めており、通常の廃棄物より厳しい規制を行っている。

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）においては、事業者等の責務として建設工事の発注に際しての原材料等の合理化並びに再生資源及び再生部品の利用、また、建設工事に係る副産物の全部又は一部の再生資源としての利用を促進するよう努めなければならないとしている。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）においては、建設工事の発注者の責務として分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならないとしている。

「杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」（平成 11 年杉並区条例第 37 号）においては、事業者の減量義務として、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならないとしている。

「練馬区リサイクル推進条例」（平成 11 年練馬区条例第 55 号）においては、事業者の責務として、事業活動を行うに当たっては、環境に配慮するとともに、リサイクルの推進を図るための措置を講ずる等、リサイクルに積極的に取り組まなければならないとしている。

「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」(平成 11 年練馬区条例第 56 号)においては、事業者の責務として、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量を図らなければならないとしている。

「西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」(平成 13 年西東京市条例第 127 号)においては、事業者の責務として、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により事業系廃棄物を減量しなければならないとしている。

「東京都における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」(平成 14 年 5 月 東京都)は、都内で施工される対象建設工事における特定建設資材廃棄物の再資源化等率の目標を示すとともに、建設工事の各段階において関係者の役割及び責務等を示している。

「東京都資源循環・廃棄物処理計画」(平成 28 年 3 月 東京都)は、2030 年に実現する姿として、「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指し、施策を体系的に進めていくための定量的・定性的な目標を掲げ、この目標の達成を目指し、「資源ロスの削減」、「エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進」、「廃棄物の循環の利用の更なる促進(高度化・効率化)」、「廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上」等の施策を示している。

「東京都建設リサイクル推進計画」は、環境への負荷の軽減と東京の持続的発展を目的に、建設泥土や建設発生土の活用、廃棄物の建設資材への活用等、建設資源の循環利用等を推進し、平成 30 年度末及び令和 2 年度末の再資源化・縮減率等の目標を定め、「東京都建設リサイクルガイドライン」(平成 31 年 4 月 東京都)において、計画、設計、積算並びに施工及び維持管理の各執行段階における発生抑制、再利用の促進及び適正処理の推進の具体的な実施事項を策定している。

「東京都建設泥土リサイクル指針」(平成 30 年 4 月 東京都)においては、環境に与える負荷の低減、資源の有効利用、建設コストの縮減、都内処理率の向上等の課題に対応するため、「計画的な取組の推進」、「発生抑制」、「自ら利用(現場内利用)」、「工事間利用等の推進」、「海面処分場の覆土材利用の促進」、「新海面処分場の基盤整備用材料利用の促進」、「再資源化施設の活用」、「資源化としての有効活用」及び「リサイクルを支える仕組みの強化」を基本的な取組方針として、建設泥土のリサイクルに取り組むとしている。

8.8.2 予 測

(1) 予測事項

予測事項は、次に示すとおりとした。

- ・既存構造物の解体撤去に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用量、処理・処分方法等
- ・建設工事に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用量、処理・処分方法等

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、建設発生土及び建設廃棄物が排出される期間とした。

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域と同様に、事業計画地及びその周辺地域とした。

(4) 予測手法

ア 既存構造物の解体撤去に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用量、処理・処分方法等

既存構造物の解体撤去において発生する建設廃棄物については、現在の鉄道施設の施工図面から解体及び撤去の対象となる数量を算出する方法とした。

また、既存構造物の解体撤去に伴う建設発生土の排出量は、図面から推計した。

イ 建設工事に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用量、処理・処分方法等

建設工事に伴う建設廃棄物は仮設構造物の解体撤去を対象とし、図面から規模を算出し、排出量は図面から推計した。

また、建設工事に伴う建設発生土の排出量は、図面から推計した。

(5) 予測結果

ア 既存構造物の解体撤去に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用量、処理・処分方法等

既存構造物の解体撤去に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用及び再資源化率は、表 8.8.2-1に示すとおりである。なお、プラスチック、ガラス、ケーブル等の建設廃棄物の発生も考えられるが、発生源が小規模かつ多岐にわたるため、発生量を算出することが困難なことから、可能な限り事後調査の中で排出量の把握に努める。

駅舎の解体や側道等により発生するコンクリート塊、アスファルト塊、鉄骨等については、産業廃棄物の許可を受けている業者に委託し、再資源化施設に持ち込む等、再資源化する。

線路等の撤去に伴い発生するレール、マクラギ及びバラストについては、再利用又は再資源化する。

既存構造物の解体撤去に伴う建設発生土の排出量や再利用率は、表 8.8.2-2に示すとおり、15,960m³と予測される。

建設発生土は、事業区間内で可能な限り再利用を図り、排出量の縮減を図る。

なお、再資源化が困難な建設廃棄物及び有効利用が困難な建設発生土については、関係法令を遵守し、適正に処理する。

これらのことから、環境への負荷は低いものと予測される。

表 8.8.2-1 既存構造物の解体撤去に伴う建設廃棄物の排出量、再利用及び再資源化率

種類	排出量	再利用及び再資源化率
コンクリート塊	18,500 t	99%以上
アスファルト塊	1,230 t	99%以上
鉄骨等	1,780 t	99%以上
木材	240 t	99%以上
混合廃棄物	190 t	83%
レール	1,850 t	99%以上
マクラギ	4,400 t	99%以上
バラスト	52,730 t	99%以上

表 8.8.2-2 既存構造物の解体撤去に伴う建設発生土の排出量及び有効利用率

種類	排出量	有効利用率
建設発生土	15,960m ³	99%以上

イ 建設工事に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用率、処理・処分方法等

建設工事に伴う建設発生土・建設廃棄物の排出量、再利用及び再資源化率は、表 8.8.2-3に示すとおりである。なお、プラスチック、ガラス、ケーブル、建設混合廃棄物等の建設廃棄物の発生も考えられるが、発生源が小規模かつ多岐にわたるため、発生量を算出することが困難なことから、可能な限り事後調査の中で排出量の把握に努める。建設工事に伴う発生するコンクリート塊、アスファルト塊、鉄骨等については、産業廃棄物の許可を受けている業者に委託し、再資源化施設に持ち込む等、再資源化する。

線路等の撤去に伴い発生するレール、マクラギ及びバラストについては、再利用又は再資源化する。

建設工事に伴う建設発生土の排出量及び再利用率は、表 8.8.2-4に示すとおりであり、排出量は 85,830m³と予測される。建設発生土は、事業区間内で可能な限り再利用を図る。事業区間内での再利用が困難な場合には、「東京都建設リサイクルガイドライン」に示された受入地等に持ち込む等、可能な限り有効利用に努める。工事前及び工事の施行中に土壤汚染が確認された場合、「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年東京都条例第 215 号 以下「環境確保条例」という。）を遵守し、適正な対応を図るものとする。

建設泥土の排出量及び再資源化率は、表 8.8.2-5に示すとおりであり、排出量は 74,370m³と予測される。建設泥土は、産業廃棄物の許可を受けている業者に委託し、再資源化施設に持ち込み、再資源化を図る。

なお、再資源化が困難な建設廃棄物及び建設泥土については、関係法令を遵守し、適正に処理する。

これらのことから、環境への負荷は低いものと予測される。

表 8.8.2-3 建設工事に伴う建設廃棄物の排出量、再利用及び再資源化率

種類	排出量	再利用及び再資源化率
コンクリート塊	1,690 t	99%以上
アスファルト塊	440 t	99%以上
鉄骨等	1,460 t	99%以上
レール	1,370 t	99%以上
マクラギ	3,500 t	99%以上
バラスト	39,050 t	99%以上

表 8.8.2-4 建設工事に伴う建設発生土の排出量及び有効利用率

種類	項目	排出量	有効利用率
建設発生土	仮設構造物設置工	14,770m ³	99%以上
	仮設構造物撤去工	2,870m ³	99%以上
	高架橋工事	68,190m ³	99%以上
合計		85,830m ³	99%以上

表 8.8.2-5 建設工事に伴う建設泥土の排出量及び再資源化率

種類	項目		排出量	再資源化率
建設泥土	高架橋工事	基礎杭工	74,370m ³	98%

8.8.3 環境保全のための措置

事業の実施に伴い発生する建設廃棄物及び建設発生土による環境への負荷を、可能な限り回避又は低減するため、以下の対策を講じる。

(1) 予測に反映した措置

- ・撤去されるレール、マクラギ及びバラストは、再利用又は再資源化に努める。
- ・既存構造物の撤去に伴い発生する鉄骨及びコンクリート塊等の建設廃棄物については、「東京都建設リサイクル推進計画」に定める再資源化率等を目標とし、再資源化する。
- ・建設発生土については、事業区間内での再利用に努め、場外に搬出する総量の削減に努めるとともに、搬出する場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、他の公共事業への利用や再利用センター等に指定地処分する等、建設発生土の有効利用を行う。
- ・建設泥土については、「東京都建設泥土リサイクル指針」や「東京都建設リサイクル推進計画」に基づき、発生抑制、縮減、再資源化する。
- ・再資源化が困難な建設廃棄物及び建設泥土並びに有効利用が困難な建設発生土については、関係法令を遵守し、適正に処理する。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・基礎杭工法等の掘削で使用し、回収された安定液については、現場内で循環利用することにより、総量を削減し、発生を抑制する。
- ・バケット掘削により発生する掘削土のうち、礫質土及び砂質土については、掘削中に仮置き及び水切りし、泥状を呈しない状態となったものは、建設発生土として有効利用する。なお、泥状を呈する場合は、建設泥土として取り扱う。
- ・工事前及び工事の施行中に土壤汚染が確認された場合、「土壤汚染対策法」及び「環境確保条例」を遵守し、適正な対応を図るものとする。
- ・プラスチック、ガラス、ケーブル、建設混合廃棄物等の建設廃棄物について、余剰材を発生させない施工計画、原寸発注(プレカット)等を採用する等、廃棄物の発生の抑制に努め、排出量を把握するとともに、現場内での分別解体等を行い、関係法令を遵守し、適切に処理する。また、建設混合廃棄物については、「東京都建設リサイクル推進計画」に定める目標値を満足するよう再資源化等を行う。
- ・撤去予定の建物等に特別管理産業廃棄物は確認されていないが、万一、撤去段階で確認された場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理する。
- ・駅施設建築図面等を基に行った調査の結果、特別管理廃棄物(廃石綿)は確認されなかったが、解体作業時の事前調査等においてアスベスト成形板が確認された場合は、「アスベスト成形板対策マニュアル」(平成 27 年 1 月 東京都)に基づき、除去、運搬、処分等を適正に行う。
- ・計画及び設計段階においては、建設発生土及び建設廃棄物の発生抑制の計画を検討する等、発生抑制に努める。

8.8.4 評 価

評価の指標は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「東京都廃棄物条例」、「杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」、「練馬区リサイクル推進条例」、「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」、「西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」、「東京都建設リサイクル推進計画」及び「東京都建設リサイクルガイドライン」に定める事業者の責務」とし、環境保全のための措置等を勘案して評価した。

既存構造物の撤去及び建設工事に伴い発生するコンクリート塊、アスファルト塊、鉄骨等の建設廃棄物及び建設発生土については、再資源化率等の予測を 99%以上、建設泥土については再資源化率の予測を 98%とすることから、「東京都建設リサイクル推進計画」に定める東京都関連工事の目標値を達成する。

プラスチック、ガラス、ケーブル等の建設廃棄物について、関係法令を遵守し、適正に処理する。

建設混合廃棄物について、「東京都建設リサイクル推進計画」に定める東京都関連工事の目標値を達成するよう再資源化等を行うとともに、関係法令を遵守し、適正に処理する。

再資源化が困難な建設廃棄物及び建設泥土並びに有効利用が困難な建設発生土については、関係法令を遵守し、適正に処理する。

これらのことから、評価の指標である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める事業者の責務」を満足する。

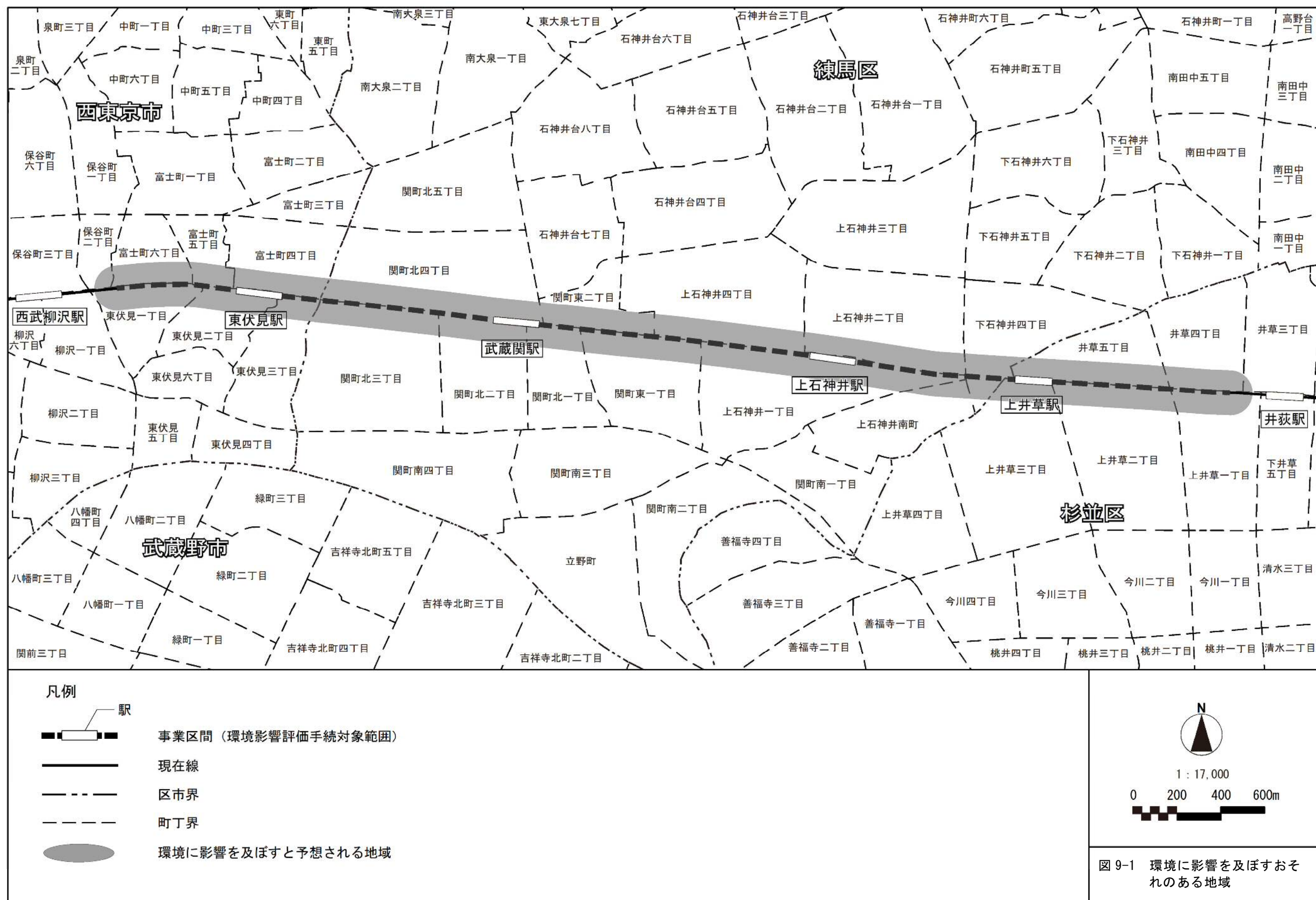
第9章 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を管轄する特別区及び市の名称並びにその地域の町名

本事業の実施による、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物が環境に影響を及ぼすおそれのある地域は、**図 9-1** に示すとおり、事業区間から約 100m の範囲とする。

当該地域を管轄する特別区及び市の名称及びその地域の町名は、**表 9-1** に示すとおりである。

表 9-1 環境に影響を及ぼすおそれのある地域の町名

特別区・市の名称	町 名
杉並区	井草三丁目の一部、井草四丁目の一部、井草五丁目の一部、上井草一丁目の一部、上井草二丁目の一部及び上井草三丁目の一部
練馬区	下石神井四丁目の一部、上石神井南町の一部、上石神井一丁目の一部、上石神井二丁目の一部、上石神井四丁目の一部、関町東一丁目の一部、関町東二丁目の一部、関町北一丁目の一部、関町北二丁目の一部、関町北三丁目の一部及び関町北四丁目の一部
西東京市	富士町四丁目の一部、富士町五丁目の一部、富士町六丁目の一部、東伏見一丁目の一部、東伏見二丁目の一部、東伏見三丁目の一部及び保谷町二丁目の一部



第10章 調査計画書の修正の経過及びその内容

10.1 修正の経過

環境影響評価調査計画書の修正箇所、修正内容及び修正理由は、表 10.1-1に示すとおりである。

表 10.1-1 修正した箇所及び修正内容

修正箇所			修正内容及び修正理由
第6章 対象事業の目的及び内容			
6.2	事業の内容	表 6.2.2-1 事業計画の概要	運行計画の変更により、運転本数を更新した（10 ページ参照）。
6.2	事業の内容	図 6.2.2-1(1) 事業区間平面図及び縦断図	車庫の位置を詳細に記載した。また、都市計画道路 補助第 229 号線的位置を修正した（11 ページ参照）。
6.3	施工計画及び供用の計画	表 6.3.2-1 運行計画	運行計画の変更により、運転本数を更新した（36 ページ参照）。
第8章 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価			
8.1	騒音・振動	8.1.3 環境保全のための措置 イ 予測に反映しなかった措置	調査計画書審査意見書に記載された知事の意見に対応し、工事の施行中における夜間作業に関しての環境保全措置を記載した（61 ページ参照）。
8.5	景観	表 8.5.1-1 代表的な眺望地点と選定理由 図 8.5.1-1 景観調査地点図 図 8.5.2-7 代表的な眺望地点（地点 7）における眺望の変化の程度	周知地域区市長の意見（練馬区長）（139 ページ参照）に対応し、石神井川景観軸に景観調査及び予測・評価地点を追加した（94、95、106 ページ参照）。
資料編 第2章 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価			
2.1	騒音・振動	2.1.2 予測 ＜参考＞高さ方向の鉄道騒音の予測結果	調査計画書審査意見書に記載された知事の意見に対応し、工事の完了後における鉄道騒音の高さ方向の予測結果を記載した（概要版では記載なし）。

10.2 調査計画書審査意見書に記載された知事の意見

調査計画書審査意見書に記載された知事の意見の全文は、以下に示すとおりである。

(1) 意見

【騒音・振動】

- 1 本事業は事業予定期間が 15 年という長期にわたり、また、一部で夜間工事も予定されていることから、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、予測・評価を行うこと。
- 2 工事の完了後の鉄道騒音について、本事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。

(2) その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、東京都条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長等の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

10.3 調査計画書に対する都民の意見及び周知地域区市長の意見の概要

調査計画書に対する都民の意見書及び周知地域区市長の意見の件数は、表 10.3-1 に示すとおりである。

表 10.3-1 意見書等の件数

意見書等	件数
都民の意見書	10 件
周知地域区市長の意見	3 件
合 計	13 件

10.3.1 都民の意見書の概要

調査計画書に対する都民の意見書の概要は、表 10.3-2(1)～(3)に示すとおりである。

表 10.3-2(1) 都民の意見書の概要

項目	意見の概要
騒音・振動	高架化により騒音が広い地域に影響を及ぼすことが心配されるため、調査・予測の範囲を、200m～300m まで広げてもらいたい。
	「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」に基づく評価の指標「騒音レベルの状況を改良前より改善する」では不十分であり、「環境基本法に基づく騒音規制基準」に準じるべき。
	鉄道敷地に接する民家が存在しており、測定地点を敷地境界にも設定すべき。
	等価騒音レベル(L_{Aeq})による評価のほか、単発騒音暴露についても予測・評価を行うこと。
	建築物による減衰効果の補正については、実際の減衰状況に基づき適否を検証すること。
	事後評価の測定地点を 12.5m 地点だけではなく、より近接した地点で行うこと。
	騒音現況調査において、数値計測調査とともに、得られた数値に対する沿線居住者の意識調査も行い評価してもらいたい。
	振動の評価について、評価の指標を「現地調査結果を大きく改善すること」とすること。
	高架化された場合、どの程度の側道が計画され、どの程度の騒音が降りかかるか心配している。防音壁は 1 日の平均値で計画されとの説明だが、地形や線路との距離、測定時間帯により大幅に変わると思われる。よりきめ細やかな計画案を作り、同様な条件の案件の現状を示し、納得の上、地下化の場合も含めた環境影響評価計画の立案が必要。

表 10.3-2(2) 都民の意見書の概要

項目	意見の概要
生物・生態系	周辺公園(武蔵関公園)、河川(石神井川)などに生息する野鳥、陸上生物に対し、工事中騒音、高架化による騒音発生位置の変化などがもたらす影響を評価項目に加えるべき。
日影	冬至日での日影の範囲、時間、変化などの規定上の一定点での影響だけではなく、見通しの悪化、日常的に直下の道路に与える影で生み出される治安などの点も評価に入れてもらいたい。
電波障害	電波障害が発生した際に対処することを調査計画に入れること。
自然との 触れ合い 活動の場	武蔵関公園東側の石神井川沿いにある桜並木の保全についても調査計画に入れてもらいたい。
事業計画 等	高架方式よりも振動、騒音が少ない、又は発生しない地下方式も含めて調査計画を立ててもらいたい。
	線路際なので上の階は生活場所でガタンゴトンとうるさい。目の前に要塞があるようで、地下化で延伸(田無の先)を望む。
	高架方式の場合、コンクリート建造物が熱を蓄積し、更なる気温の上昇、ヒートアイランドの加速が考えられる。対策として、事業を地下化し緑を増やせば熱が発散して気温が低下する。練馬の地域特性である夏場の気温を調査項目に加えてもらいたい。
	高架となれば、線路北側からの公園の景色が失われ、公園側からも見通しが遮られる。高架が生む環境改悪から自然、静かな生活を守るため地下化を望む。また、高架のような構造物は、広範囲な視覚的、景観的な影響を沿線住民のほか多くの人に及ぼすため長い時間をかけ住民周知、意見のくみ取りをすべき。
	都が事業主体となる都市計画事業であり、同事業が環境に及ぼす影響が極めて大きいことから、地下方式を念頭に計画段階からの環境影響評価を行うこと。
	沿線住民は、終日電車の騒音に苦しめられ、その上、夜間の工事が始まれば被害は相当なものになり、高架化により騒音は広い地域まで広がる。また、保安作業時の振動や電車による光にも悩まされ、更に夜間工事による光で被害も増大することから、鉄道を地下化に変更するよう要望する。
	環境保全の見地から、次の項目を調査計画に入れることを要望する。 ①騒音の少ない地下化 ②上り、下りの列車交差時の騒音や、特急通過時などに電波障害の頻度が上がる事 ③工事完了後、現況より大幅な騒音の低減 ④現状より大幅な低減予想値を設定・開示し工事事業者に工事認可をすること ⑤工事完了後、問題発生があった場合のため、乖離^{かい}に相応した住民補償をあらかじめ設定すること ⑥石神井川河川整備工事と一体的な環境・景観影響の評価と改善策の検討 ⑦桜並木の景観を保つため、武蔵関公園の池の調整機能増強や豪雨時の河川水位のコントロールの検討 ⑧仮線の具体的な工法の開示 ⑨高架橋の地耐力に問題はないか ⑩詳細な工事費・用地費・対象物件等の開示 ⑪高架化と地下化の詳細な総工事期間を開示 ⑫上石神井車庫の遠隔地への移設と立体交差事業区間の短縮、地下化の実現 ⑬高架騒音対策が稀薄^き。解決に向けて真摯に対応していない。

表 10.3-2(3) 都民の意見書の概要

項目	意見の概要
事業計画等	高架化、地下化双方の環境影響評価を示さなければ、住民の理解は得られない。また、高架化になると北側側道予定地住民は移転により大きな負担が生じる。
	高架化と地下化の場合の、震災時の耐震性、豪雨被害への対応について評価してもらいたい。また、豪雨被害に関連し、武蔵関公園の地下調整池と西武線の地下化によりできる線路状の土地を利用すれば、石神井川改修工事で伐採される桜並木を保全することができる。対策雨量を100ミリ程度に上げることを要請する。

10.3.2 周知地域区市長の意見の概要

周知地域区市長である杉並区長、練馬区長及び西東京市長から提出された調査計画書に対する意見の概要は、表 10.3-3～表 10.3-5に示すとおりである。

表 10.3-3(1) 周知地域区市長の意見の概要（杉並区長）

項目	意見の概要
1 全体的な意見 (1) 住民への説明等	環境影響評価手続きにおける住民への説明及び図書の作成等においては、専門的な語句・用語の使用は最小限となるように努め、やむを得ず使用する場合は注釈をつけること。また、図表やイラストをいれるなど、住民にわかりやすい簡潔な表現とすること。
(2) 公害等の防止に向けた法令等規制値への対応	法令等による公害防止の規制基準を遵守すること。事業において使用する重機等は、できる限り窒素酸化物や浮遊粒子状物質、騒音・振動等の低減が見込まれる最新技術の設備・機器等を使用するとともに、最新工法の採用等により、公害対策に万全を期すること。また、既存建築物及び工作物等の解体にあたっては、アスベストに関する事前調査を確実に実施すること。アスベストを含有する場合は、飛散性アスベスト、非飛散性アスベストともに適切に処理すること。さらに、事業後の鉄道騒音レベルについては、各種の防止対策を講じることにより、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について(平成7年12月20日付環大第174号環境庁大気保全局長)」中、2 指針「大規模改良線：騒音レベルの状況を改良前より改善すること。」を確実に履行するとともに、より一層の環境改善に努めること。
(3) 省資源・省エネルギー等	工事等に使用する重機や運搬車両等は、化石燃料等の使用量の少ない低燃費・省エネルギーの機器、車両等の採用に努めること。 駅舎等への太陽光発電システム等の導入、LED照明やLED案内掲示器の駅設備への活用を積極的に図られたい。また、駅構内へ人感知エスカレーター等の省エネルギー機器を導入するなど、省資源・省エネルギーへの取組及び温室効果ガス排出低減に努めること。
(4) 評価項目の増設 ① 大気汚染	評価では、工事の施行中において想定される粉じんの飛散のほか、建設機械・工事用車両等による排出ガスの影響は少ないとされている。しかし、今回の事業区間には住居が近接していることを踏まえ、工事の施行中について評価項目に追加していただきたい。また、工事用車両のアイドリングストップを徹底すること。
② その他	周辺環境への影響が小さいとして調査対象から除外した項目があるが、住民の不安を解消するためにも最大限、調査対象項目とすること。
(5) 当該事業の影響範囲	各段階で環境に影響を及ぼすと考えられる項目ごとに、その影響が及ぶと予想される地域の範囲を明確にすること。

表 10.3-3(2) 周知地域区市長の意見の概要（杉並区長）

項目	意見の概要
(6) その他	今回の評価項目には含まれていないが、高架橋等の基礎工事の施行に伴う掘削等により、周辺地下水の水質、水位、地盤等への影響が懸念されることから、特に工事の施行中については、地盤の変形等に留意していただきたい。なお、当区においても、事業区間周辺の善福寺池、妙正寺池において水質調査を実施しているので、参考にしていただきたい。
2 評価項目に関する意見 (1) 騒音・振動	高架区間となる沿線地域の騒音については、周辺の建物の立地状況（中高層住宅等）に応じて、高さ方向も加味した予測・評価を行うこと。また、供用開始後に変化が見込まれる周辺の道路交通による騒音・振動についても、その対応を考慮すること。なお、西武新宿線の鉄道騒音については、杉並区においても測定を行っており、当区の環境白書にて公表しているので、参考にしていただきたい。
(2) 電波障害	工事完了後だけでなく、工事の施行中においてもテレビの電波の受信に影響を及ぼすことが考えられるので、施行中も予測の対象時点としていただきたい。
(3) 景観	景観法・杉並区景観条例に基づき策定された杉並区景観計画の方針に従い、西武新宿線沿線の景観特性に適した景観形成に努められたい。 高架化に伴う鉄道からの沿線の眺望は、街並みや四季折々の自然の変化が望めるよう、配慮いただきたい。
3 調査等の手法に関する意見 (1) 騒音について	高架区間となる沿線地域の中高層住宅（マンション等）では、騒音が事業前よりも大きくなる可能性がある。また、事業後には音が高架から発せられるため、騒音が現状よりも遠方へ到達する可能性も考えられる。前述した「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」では、騒音の測定の高さは原則 1.2m となっているが、中高層住宅のある地域においては高さ方向を考慮した調査を実施するとともに、遠方へ到達する騒音の予測、評価が可能な調査地点や調査高さを追加していただきたい。
(2) 景観について	調査地点図では、南北方向の調査・予測が多く、東西方向が不足している。井荻駅から西方向を調査地点に加えるなど、調査地点の増加を含めた再検討を行っていただきたい。

表 10.3-4(1) 周知地域区市長の意見の概要（練馬区長）

項目	意見の概要
1 全体的事項	練馬区民に対し、環境影響評価の目的、意義および内容が十分に理解されるよう、本件環境影響評価の内容に関して、手続きに関わる図書の縦覧や説明会のみならず、様々な機会を設けて区民に説明し、その意見・要望を聞くこととされたい。また、区民の意見・要望については、十分に検討し、可能な限り環境影響評価の実施および環境保全のための措置の検討に反映するよう努められたい。 環境影響評価調査計画書に限らず、今後作成される図書類においては、その記載内容に図表やイラストを含めるなど、区民に分かりやすくするよう配慮されたい。また、評価事案の説明会においても、同様の配慮をされたい。
2 環境影響評価に選定した項目 (1) 騒音・振動 ア 騒音	鉄道騒音のそれぞれの調査・予測地点において測定高さ 3.5m を追加するとともに、近接する中高層建築物への影響も十分に把握できる地点・高さを選定し、調査・予測を行い、評価を実施されたい。 仮線区間の列車の走行に伴う鉄道騒音については、現地調査結果を「大きく上回らないこと」を評価の指標とするとあるが、「上回らないこと」を評価の指標とされたい。 鉄道騒音の調査や予測にあたっては、分岐器設置区間、ロングレール化が困難な区間も考慮して評価を実施されたい。

表 10.3-4(2) 周知地域区市長の意見の概要（練馬区長）

項目	意見の概要
イ 振動	仮線区間および工事の完了後ともに鉄道振動の現地調査結果を「大きく上回らないこと」とするとあるが、「上回らないこと」を評価の指標とされたい。
(2) 土壌汚染	上石神井の車庫は、鉄道車両の整備・点検等が行われていたと推察されることから、土壌汚染の調査対象とされたい。
(3) 景観	区内事業区間内の練馬区景観計画で定められた区域区分のうち、石神井川景観軸に景観調査地点の設定がないため、追加を願いたい。 鉄道施設による地域景観の特性の変化予測にあたって、計画されている方向の反対からも、完成予想図（フォトモンタージュ）を作成されたい。
3 環境影響評価に選定しなかった項目 大気汚染	大気汚染は環境影響評価の項目としては選定されていないが、工事着手後は駅舎および鉄道施設の解体が見込まれ、吹付け材や配管保温材などについて、アスベストの含有が懸念されるため、調査の項目とされたい。

表 10.3-5 周知地域区市長の意見の概要（西東京市長）

意見の概要
列車の走行に伴う鉄道騒音調査の範囲は、線路から約 100m とされているが、100m 以上離れたところに住んでいる住民からも関心が向けられている。調査範囲については可能な限り広げ、近隣住民の声を反映していただきたい。
列車の走行に伴う鉄道騒音の予測地域は、明確な記述がなかったが、高架橋となる部分は、鉄道騒音の伝播が従来よりも広範囲になることが懸念される。予測地域については、高架することにより、騒音の暴露状況に変更がある地域まで、面的に予測・評価していただきたい。

第11章 その他

11.1 対象事業に必要な許認可等及び根拠法令

対象事業に必要な許認可等及び根拠法令は、表 11.1-1に示すとおりである。

表 11.1-1 対象事業に必要な許認可等及び根拠法令

根拠法令名	条 項	許認可等
都市計画法	第 18 条	都市計画決定
	第 21 条	都市計画変更
	第 59 条	都市計画事業認可
鉄道事業法	第 12 条	鉄道施設の変更認可
道 路 法	第 32 条	道路の占用の許可
道路交通法	第 77 条	道路の使用の許可

11.2 調査等を実施した者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに調査等の全部又は一部を委託した場合にあっては、その委託を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 調査等を実施した者

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

(2) 委託を受けた者

名 称：株式会社 復建エンジニアリング

代表者：代表取締役社長 川村 栄一郎

所在地：東京都中央区日本橋堀留町一丁目 11 番 12 号

11.3 評価書案を作成するに当たって参考とした資料の目録

- (1) 「東京都建設リサイクル推進計画」(平成 28 年 4 月 東京都)
- (2) 「平成 27 年度道路交通センサス 一般交通量調査結果」(平成 29 年 9 月 東京都建設局)
- (3) 「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020 年に向けた実行プラン～」
(平成 28 年 12 月 東京都)
- (4) 「都市づくりのグランドデザインー東京の未来を創ろうー」(平成 29 年 9 月 東京都)
- (5) 「東京都景観計画」(平成 30 年 8 月改定 東京都)
- (6) 「東京都環境基本計画」(平成 28 年 3 月 東京都)
- (7) 「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」(平成 24 年 5 月 東京都)
- (8) 「東京が新たに進めるみどりの取組」(令和元年 5 月 東京都)
- (9) 「東京地域公害防止計画」(平成 24 年 3 月 東京都)
- (10) 「東京都資源循環・廃棄物処理計画」(平成 28 年 3 月 東京都)
- (11) 「杉並区基本構想-10 年ビジョン-」(平成 24 年 4 月 杉並区)
- (12) 「杉並区まちづくり基本方針(都市計画マスタープラン)」(平成 25 年 10 月 杉並区)
- (13) 「杉並区環境基本計画」(平成 25 年 11 月 杉並区)
- (14) 「杉並区みどりの基本計画-なみすけみどりプラン-」(平成 22 年 5 月 杉並区)
- (15) 「杉並区景観計画」(平成 28 年 6 月 杉並区)
- (16) 「練馬区基本構想」(平成 21 年 12 月 練馬区)
- (17) 「練馬区都市計画マスタープラン」(平成 27 年 12 月 練馬区)
- (18) 「練馬区環境基本計画 2011(後期計画)」(平成 29 年 3 月 練馬区)
- (19) 「練馬区みどりの総合計画」(平成 31 年 4 月 練馬区)
- (20) 「練馬区景観計画」(平成 23 年 8 月 練馬区)
- (21) 「東伏見駅周辺地区まちづくり構想」(平成 30 年 3 月 西東京市)
- (22) 「西東京市第 2 次基本構想・基本計画」(平成 26 年 3 月 西東京市)
- (23) 「西東京市都市計画マスタープラン」(平成 26 年 3 月 西東京市)
- (24) 「西東京市第 2 次環境基本計画後期計画(素案)」(平成 30 年 12 月 西東京市)
- (25) 「西東京しみどりの基本計画」(平成 16 年 7 月 西東京市)
- (26) 「踏切対策基本方針」(平成 16 年 6 月 東京都)
- (27) 「西武新宿線沿線各駅周辺地区まちづくり方針～下井草・井荻・上井草～」
(平成 28 年 2 月 杉並区)
- (28) 「上井草駅周辺地区(下石神井四丁目)まちづくり構想」(平成 26 年 11 月 練馬区)
- (29) 「上石神井駅周辺地区まちづくり構想」(平成 20 年 3 月 練馬区)
- (30) 「武蔵関駅周辺地区まちづくり構想」(平成 26 年 5 月 練馬区)
- (31) 「踏切道改良促進法施工規則」(平成 13 年 4 月 20 日 国土交通省令 第 86 号)
- (32) 「平成 27 年度 杉並区環境白書(資料編)」(平成 27 年 9 月 杉並区)
- (33) 「平成 29 年度 杉並区環境白書(資料編)」(平成 29 年 9 月 杉並区)
- (34) 「平成 26 年度 鉄道騒音・振動調査結果報告書」(平成 27 年 8 月 東京都環境局)
- (35) 「平成 27 年度 鉄道騒音・振動調査結果報告書」(平成 28 年 8 月 東京都環境局)
- (36) 「平成 28 年度 鉄道騒音・振動調査結果報告書」(平成 29 年 7 月 東京都環境局)
- (37) 「平成 29 年度 鉄道騒音・振動調査結果報告書」(平成 30 年 7 月 東京都環境局)

- (38) 「平成 30 年度 鉄道騒音・振動調査結果報告書」(令和元年 7 月 東京都環境局)
- (39) 「東京都土地利用現況図(建物用途別)(区部)(平成 28 年現在)」
(平成 30 年 5 月 東京都都市整備局)
- (40) 「東京都土地利用現況図(建物用途別)(多摩都市部)(平成 24 年現在)」
(平成 26 年 3 月 東京都都市整備局)
- (41) 「杉並区都市計画図」(平成 31 年 3 月 杉並区)
- (42) 「練馬区都市計画図」(平成 31 年 4 月 練馬区)
- (43) 「西東京都市計画図(平成 31 年 4 月現在)」(令和元年 10 月 西東京市ウェブサイト)
- (44) 「武蔵野都市計画図(平成 29 年 1 月現在)」(令和元年 10 月 武蔵野市ウェブサイト)
- (45) 「私立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の一覧(平成 31 年 4 月現在)」
(令和元年 10 月 東京都生活文化局ウェブサイト)
- (46) 「令和元年度 東京都公立学校一覧(令和元年 10 月現在)」
(令和元年 10 月 東京都教育委員会ウェブサイト)
- (47) 「教育」(令和元年 10 月 文部科学省ウェブサイト)
- (48) 「施設案内(私立幼稚園・区立保育園・認証保育所・私立保育園)」
(令和元年 10 月 杉並区ウェブサイト)
- (49) 「施設案内(区立幼稚園・私立幼稚園・認可保育園・認証保育所)」
(令和元年 10 月 練馬区ウェブサイト)
- (50) 「子育て・教育(私立幼稚園・認可保育園一覧・認可外保育施設)」
(令和元年 10 月 西東京市ウェブサイト)
- (51) 「社会福祉施設等一覧(令和元年 5 月現在)」(令和元年 10 月 東京都福祉保健局ウェブサイト)
- (52) 「都内公立図書館一覧」(令和元年 10 月 東京都立図書館ウェブサイト)
- (53) 「医療機関名簿 平成 30 年」(平成 30 年 東京都福祉保健局)
- (54) 「東京都の公園緑地マップ 2019」(平成 31 年 3 月 東京都建設局)
- (55) 「施設案内(区立公園・都立公園・いこいの森)(平成 27 年 12 月現在)」
(令和元年 10 月 杉並区ウェブサイト)
- (56) 「練馬区都市計画情報システム」(令和元年 10 月 練馬区ウェブサイト)
- (57) 「地図情報ねりまっぷ」(令和元年 10 月 練馬区ウェブサイト)
- (58) 「施設案内(公園・緑地)」(令和元年 10 月 西東京市ウェブサイト)
- (59) 「東京都総合地盤図(Ⅱ)山の手・北多摩地区」(平成 2 年 3 月 東京都土木技術研究所)
- (60) 「西武鉄道新宿線(井荻駅～東伏見駅付近)連続立体交差事業調査(平成 23 年度)土質調査報告書」
(平成 24 年 3 月 東京都)
- (61) 「新宿線井荻～東伏見駅付近連続立体交差事業に伴う概略設計(その 2)地質調査報告書」
(平成 30 年 3 月 東京都)
- (62) 「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)
- (63) 「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)
- (64) 「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)
- (65) 「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」
(平成 7 年 12 月 環大一第 174 号)
- (66) 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成 12 年東京都条例第 215 号)
- (67) 「ちょうせい第 5 号」(平成 8 年度 総務省公害等調整委員会)
- (68) 「騒音の目安(出典:全国環境研協議会 騒音調査小委員会)」
(令和元年 10 月 環境省ウェブサイト)
- (69) 「建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック【改定版】」
(昭和 62 年 6 月 (社)日本建設機械化協会)
- (70) 「建設工事騒音の予測モデル ASJ CN-Model 2007」(平成 20 年 4 月 日本音響学会 64 巻 4 号)
- (71) 「建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第 3 版)」
(平成 13 年 2 月 社団法人 日本建設機械化協会)
- (72) 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成 9 年 7 月 建設省告示第 1536 号)

- (73) 「建設作業振動対策マニュアル」(平成 6 年 4 月 (社) 日本建設機械化協会)
- (74) 「建設騒音及び振動の防止並びに排除に関する調査試験報告書」
(昭和 54 年 10 月 建設省土木研究所)
- (75) 「建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック」(昭和 52 年 10 月 (社) 日本建設機械化協会)
- (76) 「建設工事に伴う公害とその対策」(昭和 58 年 2 月 土質工学会)
- (77) 「在来線高架鉄道からの騒音予測手法案について」(昭和 55 年 4 月 騒音制御 : vol. 4 No. 2)
- (78) 「鉄道高架化に伴う環境予測調査」(昭和 56 年 3 月 東京都)
- (79) 「ゼンリン住宅地図 東京都杉並区」(平成 30 年 11 月 株式会社ゼンリン)
- (80) 「ゼンリン住宅地図 東京都練馬区」(令和元年 5 月 株式会社ゼンリン)
- (81) 「ゼンリン住宅地図 東京都西東京市」(平成 31 年 2 月 株式会社ゼンリン)
- (82) 「要措置区域等の指定状況」(令和元年 10 月 東京都環境局ホームページ)
- (83) 「土壌汚染情報公開システム」(令和元年 10 月 東京都環境局ホームページ)
- (84) 「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)
- (85) 「東京都土壌汚染対策指針」(平成 22 年東京都告示第 407 号)
- (86) 「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)
- (87) 「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)
- (88) 「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)
- (89) 「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和 53 年東京都条例第 63 号)
- (90) 「区の歴史・文化財 (平成 29 年 5 月現在)」(令和元年 10 月 杉並区ウェブサイト)
- (91) 「指定・登録文化財 (平成 31 年 4 月現在)」(令和元年 10 月 練馬区ウェブサイト)
- (92) 「市指定文化財」(令和元年 10 月 西東京市ウェブサイト)
- (93) 「建造物による受信障害調査要領 (地上デジタル放送)」
(平成 30 年 6 月 一般社団法人 日本 CATV 技術協会)
- (94) 「建造物障害予測の手引き (地上デジタル放送) 2005. 3」
(平成 17 年 3 月 社団法人 日本 CATV 技術協会)
- (95) 「建造物障害予測の手引き (改訂版)」(平成 7 年 9 月 社団法人 日本 CATV 技術協会)
- (96) 「新幹線列車による電波雑音妨害とその評価実験」(昭和 51 年 11 月 テレビジョン学会資料)
- (97) 「第 3 回自然環境保全基礎調査 東京都自然環境情報図」(平成元年 環境庁)
- (98) 「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」(平成 15 年東京都条例第 30 号)
- (99) 「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」
(令和元年 10 月 東京都教育委員会ウェブサイト)
- (100) 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)
- (101) 「東京都文化財保護条例」(昭和 51 年東京都条例第 25 号)
- (102) 「杉並区文化財保護条例」(昭和 57 年杉並区条例第 8 号)
- (103) 「練馬区文化財保護条例」(昭和 61 年練馬区条例第 26 号)
- (104) 「西東京市文化財保護条例」(平成 13 年西東京市条例第 79 号)
- (105) 「杉並区史跡散歩地図 (平成 30 年 7 月現在)」(令和元年 10 月 杉並区ウェブサイト)
- (106) 「憩いの森・街かどの森一覧 (平成 31 年 3 月現在)」(令和元年 10 月 練馬区ウェブサイト)
- (107) 「ねりまの散歩道 (平成 31 年 1 月現在)」(令和元年 10 月 練馬区ウェブサイト)
- (108) 「武蔵野の路」(平成 22 年 2 月 東京都建設局)
- (109) 「みどりの散策マップ」(令和元年 10 月 西東京市ウェブサイト)
- (110) 「東京都の公園」(平成 31 年 3 月 東京都建設局)

- (111) 「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号)
- (112) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)
- (113) 「東京都廃棄物条例」(平成 4 年東京都条例第 140 号)
- (114) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年法律第 48 号)
- (115) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)
- (116) 「杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」(平成 11 年杉並区条例第 37 号)
- (117) 「練馬区リサイクル推進条例」(平成 11 年練馬区条例第 55 号)
- (118) 「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」(平成 11 年練馬区条例第 56 号)
- (119) 「西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」(平成 13 年西東京市条例第 127 号)
- (120) 「東京都における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」(平成 14 年 5 月 東京都)
- (121) 「東京都資源循環・廃棄物処理計画」(平成 28 年 3 月 東京都)
- (122) 「東京都建設リサイクルガイドライン」(平成 31 年 4 月 東京都)
- (123) 「東京都建設泥土リサイクル指針」(平成 30 年 4 月 東京都)
- (124) 「アスベスト成形板対策マニュアル」(平成 27 年 1 月 東京都)

登録番号 (31) 60

令和2年2月 発行

環境影響評価書案の概要

－西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業－

編集・発行 東京都都市整備局都市基盤部交通企画課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03（5388）3284（ダイヤルイン）

東京都建設局道路建設部計画課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03（5320）5348（ダイヤルイン）

西武鉄道株式会社建設部建設課
埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1
電話 04（2926）2295（ダイヤルイン）

本書に掲載した2万分1の地図は、測量法第29条に基づく承認（平30情複、第1011号）を得て、国土地理院発行の電子地形図25000を複製したものを、転載したものである。

本書に掲載した1万分1の地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S＝1：2,500）を複製（30都市基交第527号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。